

2021年12月

会員各位

株式会社ジップ

## 触媒装置の欠品・加工・規格外品での出品について

今般、触媒装置を外した状態で取引される事例が発生しております。ジップオークションでは特例措置として下記のように取り扱います。

会員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 触媒欠品の未申告は、すべてクレーム対象とする

- 触媒装置が欠損した状態の車両は全コーナー出品不可とする。
- 社外マフラー等、改造されている場合でも触媒が取り外されている場合には必ず「社外マフラー（触媒欠）」等の申告を要するものとする。  
※「外マフラー」や「改造多数」等の記載だけでは申告不十分としてクレーム対象とする
- 申告無しで出品され落札店から「触媒欠品・触媒加工・触媒規格外」のクレーム申し立てがあった場合、年式、落札金額等を問わず全車クレーム対象とする。
- クレーム申告期限：各会場の車両クレーム期限に準ずる。

2021年12月3週目より上記運用を適用いたします。

ご不明な点がございましたら各会場までお問い合わせください。

以上